第８節　児童福祉・母子保健・少子化対策

１　子ども・子育て支援事業計画推進

(1)子ども･子育て支援事業計画推進

根拠法令等	子ども・子育て支援法	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第５４号）の規定に基づき策定した大牟田市子ども・子育て支援事業計画を効果的に推進するため、大牟田市子ども・子育て会議の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

＜計画の期間＞

平成２７年度から平成３１年度までの５年間

＜実　績＞

子ども・子育て支援法第７７条第１項に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市子ども・子育て会議を設置。

２　教育・保育関連事業

(1)公立保育所管理運営･私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	負担割合	国 1/2　県 1/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

保護者の労働等の理由による保育の必要性がある児童について、公立保育所への入所、または私立保育所（菅外含む）への委託により、質の高い保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

＜実　績＞

	年度	25	26	27	28	29
区 分	保育所数	23	23	22	22	22
	定　員	2, 270	2, 280	2, 260	2, 240	2, 250
	公　立 私　立	80 2, 190	80 2, 200	80 2, 180	80 2, 160	80 2, 170
公 立	人　員	(90) 1, 078	(94) 1, 128	(94) 1, 128	(91) 1, 095	(91) 1, 086
私 立	人　員	(2, 292) 27, 501	(2, 304) 27, 645	(2, 257) 27, 084	(2, 238) 26, 857	(2, 177) 26, 118
	委託費（千円）	2, 005, 128	2, 053, 163	2, 236, 900	2, 255, 037	2, 351, 710
管 外	人　員	(20) 240	(16) 196	(18) 216	(17) 204	(23) 276
	委託費（千円）	18, 778	14, 314	17, 496	25, 659	27, 641

合 計	人　　員	(2,402) 28,819	(2,414) 28,969	(2,369) 28,428	(2,346) 28,156	(2,290) 27,480
	委託費（千円）	2,023,906	2,067,477	2,254,396	2,280,696	2,379,350

※（　）は月平均
※平成２４年４月から歴木保育所が民間移譲、また認定こども園わかば保育園が設置された。
※平成２７年４月から子ども・子育て支援新制度が開始されたことにより、認定こども園わかば保育園は認定こども園若草幼稚園となった。

(2)私立認定こども園及び新制度移行幼稚園運営支援事業

根拠法令等	子ども・子育て支援法 大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	負担割合	公定価格(26.6%分)：県1/2、市1/2 公定価格(73.4%分)：利用者負担額を差引後国1/2、県1/4、市1/4

＜目的･事業内容＞

児童の年齢や保護者の労働等の状況に応じた支給認定及び利用調整を行い、私立認定こども園及び新制度移行幼稚園への施設型給付費の支給により、質の高い教育・保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

＜実 績＞

区分	年度	27	28	29
	認定こども園数	4	7	9
	移行幼稚園数	2	3	3
１号	利用定員	635	998	1,123
	人　員	6,517（543）	10,503（875）	10,722（894）
２・３号	利用定員	165	253	329
	人　員	1,275（106）	2,294（191）	3,482（290）
２・３号 管 外	人　員	48（4）	150（13）	123（10）
合 計	人　員	7,840（653）	12,947（1,079）	14,327（1,194）
	施設型給付費（千円）	365,673	677,496	824,942

※（　）は月平均
※平成２７年度は、教育委員会学務課にて所管。平成２８年５月より保健福祉部へ移管。
※１号認定（教育標準時間認定）、２・３号（保育認定）。
※平成２７年４月、子ども・子育て支援新制度開始。若草幼稚園は幼保連携型認定こども園に、しらかわ幼稚園、大牟田たちばな幼稚園は幼稚園型認定こども園に移行。はやめ幼稚園、光の子幼稚園、平原幼稚園は新制度移行幼稚園に移行。
※平成２８年１月、はやめ幼稚園は新制度移行幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行。
※平成２８年４月、たから幼稚園、めぐみ幼稚園は幼稚園型認定こども園に、光の子幼稚園は新制度移行園から幼稚園型認定こども園に、大鳥幼稚園、明治幼稚園は新制度移行幼稚園に移行。
※平成２９年４月、大牟田天使幼稚園は幼稚園型認定こども園に、吉野天使幼稚園は新制度移行幼稚園に移行。
※平成２９年５月、大鳥幼稚園は幼稚園型認定こども園に移行（29 年度の施設数は認定こども園として計上）。

(3)養護児(障害児)教育･保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児教育・保育等実施要綱 大牟田市養護児保育事業費補助金交付要綱 大牟田市幼稚園等養護児保育事業費補助金交付要綱	負担割合	(特定教育・保育施設分)市10/10 (学童分) 国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童が身近な地域で教育・保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児教育・保育等実施要綱に基づき、加配保育士や加配支援員を配置する民間保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。当該児童が一般の児童とともに集団生活をおくることにより、心身の発達を助長し、養護児（障害児）の福祉の推進を図る。

＜保育所･認定こども園･新制度移行幼稚園実績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
保育所養護児(障害児)保育	実施施設数	11	8	6	9	10
	児童数	25	20	18	21	25
	事業費（千円）	33,307	29,435	21,788	27,728	32,635

※保育所養護児（障害児）保育事業は、平成１５年４月から一般財源化。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園を合算して計上。事業費については公立保育所を除く施設分を計上。（養護児教育・保育等審査会報酬を含む。）

＜学童実績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
学童養護児(障害児)保育	実施施設数	9	8	9	7	6
	児童数	12	11	10	7	7
	事業費（千円）	9,349	8,467	8,908	6,174	5,469

(4)一時預かり事業(一般型)

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金交付要綱	負担割合	国１/3　県１/3 市１/3

＜目的･事業内容＞

教育・保育施設を利用していない（幼稚園機能部分の利用者を除く）家庭において、保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的･身体的負担を軽減するための支援として、一時的に保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

＜実　績＞

区分＼年度	25	26	27	28	29
実施施設数	5	5	5	4	4
児童数	(24) 1,422	(22) 1,192	(21) 1,301	(17) 1,090	(14) 1,107
事業費（千円）	5,780	7,579	7,579	6,091	6,171

※(　)は、実利用者数の月平均。

※平成２８年度の事業費には、熊本地震により利用者負担金補助金を含む。

(5)一時預かり事業(幼稚園型)

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金（幼稚園型）交付要綱	負担割合	国１/3　県１/3 市１/3

＜目的･事業内容＞

幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分を利用している家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合の支援として、教育時間の前後又は長期休業日等において一時的な保育を行い、子育て家庭の支援を図る。また、教育・保育施設等を利用していない家庭において、就学前児童の一時的な保育を行い、児童の福祉の向上を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	27	28	29
実施施設数	8	9	8
児童数	(4,421) 53,046	(4,667) 56,007	(4,301) 51,611
事業費（千円）	27,023	28,719	29,418

※(　)は、月平均。

※実施施設数等には、私学助成による事業実施園を除く。

(6)延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応するため、１１時間の開所時間の前後の時間を延長して保育を実施し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	25	26	27	28	29
実施施設数	5	5	8	8	7
児童数（月平均）	149	140	145	165	163
事業費（千円）	6,675	6,710	7,448	8,597	8,352

※児童数(月平均）は、実利用児童数の平均。

※補助対象施設のみ計上。

(7)幼稚園就園奨励費

根拠法令等	大牟田市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	負担割合	国１/3　県１/3　市１/3

＜目的･事業内容＞

幼稚園（認定こども園及び新制度移行幼稚園を除く）において保護者が負担する保育料等を軽減する場合に就園奨励費補助金を交付し、保育所や認定こども園等と同程度の保育料とすることにより、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	27	28	29
実施施設数	8	4	2

児童数	855	454	272
事業費（千円）	138,433	75,767	48,647

※幼稚園就園奨励費は、新制度開始後より記載。

※児童数及び事業費には、市外幼稚園への就園奨励費を含む。

(8)休日保育事業

根拠法令等	大牟田市休日保育事業実施要綱	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

日曜日や国民の祝日等において、保護者の就労等により家庭で保育できない児童を対象として保育所での預かりを行うことにより、子育てと仕事の両立を支援する。

＜対象者＞

次のすべてに該当する者

・大牟田市内在住で市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園に通う児童

・休日に保護者が就労等のために保育ができない世帯の児童等

＜実 績＞

区分＼年度	25	26	27	28	29
登録数	42	52	50	52	37
利用者数	131	205	294	309	348
事業費（千円）	1,224	1,356	325	396	559

※平成２４年６月より預かり開始

(9)つどいの広場事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱	負担割合	国 1/3　県 1/3 市 1/3

＜目的･事業内容＞

おおむね３歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設（フレンズピアおおむた）の２階において平成１８年１０月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成１９年４月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。平成２２年４月からは、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。平成２５年１０月からは、大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の１階に移転し事業継続している。

平成２９年４月からは、子育て支援センターの所管業務の整理を行い、同様の子育て相談の機能を持ち同じ場所で事業を実施しているつどいの広場事業と統合したうえで、事業の効率的・効果的な運営のために、大牟田市社会福祉協議会に委託した。

＜実 績＞　※（　）は、月平均

区分＼年度	25	26	27	28	29
登録組数（組）	(57) 681	(65) 781	(65) 779	(62) 738	(61) 730
利用組数（組）	(337) 4,047	(453) 5,433	(448) 5,376	(425) 5,103	(394) 4,732
利用人数（人）	(789) 9,472	(1,033) 12,400	(1,004) 12,045	(964) 11,565	(916) 10,986

講座開催回数（回）	12	12	12	12	12
講座参加人数（人）	241	313	291	286	400
子育て相談数（件）	322	490	554	497	989
リズム遊び開催数（回）	12	12	12	12	12
リズム遊び参加数（組）	236	411	384	394	354
子育てサポーター登録数(人)	27	30	35	39	42
子育てサポーター活動件数(回)	407	404	471	410	450
事業費（千円）	3,373	3,342	3,255	3,273	8,000

(10)子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	負担割合	国１/3　県1/3 市１/3

＜目的･事業内容＞

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

平成２５年度末をもって母子生活支援施設を廃止したことにより、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合の受入れを中止した。

＜実　績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
ショートステイ事業	利用者数	6	4	4	2	3
	延　日　数	56	11	19	36	4
	事業費　（千円）	509	61	276	286	30
トワイライトステイ事業	利用者数	2	2	3	0	0
	延　日　数	22	4	3	0	0
	事業費　（千円）	28	10	7	0	0

(11)病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病後児保育事業実施要綱	負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

集団保育が困難な病気回復期の児童等を一時的に病後児保育施設で預かることで子育てと仕事の両立を支援するものである。平成１３年４月より市内の医療法人に委託し事業を実施してきた。　平成２８年１２月に委託先の医療法人が経営する別の医院に移転し事業を継続したが、平成２９年１１月に委託先の医療法人との委託契約が終了したことから、現在、事業を休止している。

＜対象者＞

乳幼児及び小学校に就学している児童

＜実　績＞

区分＼年度	25	26	27	28	29
利用児童数（月平均・人）	183（15）	199（17）	168（12）	136（11）	154（19）
事業費（千円）	4,316	4,369	4,259	4,250	2,717

※２９年度は、事業休止により１１月までの実績

(12)ファミリー･サポート･センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

＜会　員＞

次のすべてに該当する者

・市内に居住する者
・援助会員は２０才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
・依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
・援助会員は講習会等を受講した者

＜実　績＞

区分＼年度	25	26	27	28	29
会員数	838	891	844	842	843
活動数（月平均）件	411(34)	832(69)	806(67)	870(73)	796 (66)
事業費（千円）	4,284	4,406	4,406	4,406	4,000

※平成１３年４月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(13)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営するものである。

学童保育所の管理・運営については、平成１８年度より指定管理者制度を導入。

学童クラブの運営については、平成２１年度より業務委託により実施。

平成２３年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前９時から」を「午前８時から」に改善。

平成２５年度から、未整備校区（４校区）の児童を対象に、近隣学童保育所・学童クラブまでの送迎事業を実施（3校区)。平成２８年度の学校再編により、３未整備校区中の２校区で事業実施。

平成２９年度に待機児童対策として民間放課後児童クラブに対する補助制度を創設。

＜対象児童＞

市内の小学校に就学する児童、又は市内に住所を有し市外の小学校に就学する児童

＜実　績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
三池学童保育所	月平均	42	42	42	43	42
	延人員	506	502	505	510	505
高取学童保育所	月平均	18	20	28	30	27
	延人員	216	245	334	359	320
中友学童保育所	月平均	21	27	30	24	29

	延人員	248	319	357	292	348
みなと学童保育所	月平均	37	36	40	39	41
	延人員	443	431	477	470	489
白川学童保育所	月平均	39	40	41	41	44
	延人員	467	484	496	495	529
銀水学童保育所	月平均	39	40	38	40	38
	延人員	471	481	459	477	452
吉野学童保育所	月平均	49	49	63	72	73
	延人員	587	592	757	869	870
大牟田中央学童クラブ	月平均	43	43	42	39	44
	延人員	512	520	503	470	525
手鎌学童保育所	月平均	53	48	52	58	44
	延人員	635	572	621	690	530
駛馬北学童保育所	月平均	24	31	36	32	40
	延人員	286	368	431	385	483
羽山台学童保育所	月平均	40	39	48	52	50
	延人員	484	464	577	620	596
明治学童保育所	月平均	34	34	35	34	35
	延人員	409	406	423	411	418
大正学童保育所	月平均	44	41	43	41	41
	延人員	532	487	514	491	495
倉永学童クラブ	月平均	30	27	27	25	33
	延人員	358	328	319	305	396
平原学童クラブ	月平均	15	23	32	41	37
	延人員	182	282	386	487	448
天領学童クラブ	月平均	32	37	52	55	56
	延人員	380	446	625	654	669
天の原学童クラブ	月平均	40	38	38	44	39
	延人員	484	458	460	531	473
手鎌学童クラブ	月平均	－	－	－	－	43
	延人員	－	－	－	－	521
計	月平均	600	615	687	710	756
	延人員	7,200	7,385	8,244	8,516	9,067
定　員		680	680	680	680	720
事　業　費（千円）		79,963	80,031	82,506	85,233	97,847

※平成10年7月1日　白川学童保育所開所
平成12年4月1日　銀水、吉野学童保育所開所
平成14年4月1日　笹原学童保育所開所、平成25年3月31日閉所
平成15年7月10日　大牟田学童保育所開所
平成16年4月1日　手鎌学童保育所開所
平成17年4月1日　駛馬北学童保育所開所
平成18年4月1日　羽山台学童保育所開所
平成19年4月1日　明治学童保育所開所
平成20年4月1日　大正学童保育所開所
平成21年4月1日　倉永学童クラブ開所
平成22年4月1日　平原学童クラブ開所
平成23年4月1日　天領学童クラブ開所
平成25年4月1日　天の原学童クラブ開所
平成28年4月1日　大牟田学童保育所を廃止し、大牟田中央学童保育所開所
平成29年4月1日　手鎌学童クラブ開所

大牟田中央学童保育所を廃止し、大牟田中央学童クラブ開所

(14)保育所施設整備事業費補助

根拠法令等	平成２９年度保育所等整備交付金交付要綱 平成２９年度大牟田市保育所整備事業費補助金交付要綱	負担割合	国 5.5/10 市 1/4

＜目的･事業内容＞

子育てを支援する基盤整備を行うため、市内の認可保育所を運営する社会福祉法人が行う保育所施設整備事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。

＜対象者＞

市内の認可保育所を運営する社会福祉法人

＜実 績＞

区分＼年度	25	26	27	28	29
施設整備数	2	2	2	1	－
事業費（千円）	299,073	285,329	275,741	150,557	－

※施設整備数及び事業費は、工事着工年度の翌年度に施設完成となるため施設完成年度に計上

３　結婚支援事業

(1)結婚サポートセンター事業

登録窓口	結婚サポートセンター（なかだっつぁん）

＜目的･事業内容＞

有明圏域における少子化対策として、結婚サポートセンター（柳川市大和生涯学習センター内）を、柳川市、みやま市、大牟田市の３市共同で設置し、特定非営利活動法人 筑後良縁会に企画・運営等業務を委託している。

業務内容は、２０歳以上の３市に在住又は勤務の独身男性と、２０歳以上の独身女性（市内外不問）の登録者に対して、結婚相談やパートナー紹介をはじめ、出会いイベント（お見合いパーティー、ツアー）等を実施している。

＜実 績＞

区分＼年度	26	増	27	増	28	増	29	増
登録者（累積）	718	132	852	134	1,000	148	1,109	109
男	385	70	445	60	514	69	571	57
女	333	62	407	74	486	79	538	52
うち大牟田市民	235	58	284	49	342	58	395	53
男	128	38	147	19	176	29	209	33
女	107	20	137	30	166	29	186	20
相談件数	1,308		1,037		1,034		843	
委託料（単位：千円）	2,711		2,711		2,711		2,718	

※平成２９年度末までの累積成婚者数は３６組、うち大牟田市民１７人（うち大牟田市民同士１組）

※平成２９年度の実会員数は２６１人（うち大牟田市民１１３人）

(2)おおむた縁結び支援事業

根拠法令等	おおむた縁結び支援事業補助金交付要綱	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

独身者が、結婚したいという思いの醸成をはかるとともに、希望の結婚像・ライフスタイルに合った相手を探せるようサポートとなる事業を実施する。

具体的には、結婚について考えるセミナーや婚活イベントの実施、民間団体が主催する婚活イベント等に対して補助を行うもの。

＜実 績＞

区分＼年度		28	29
婚育セミナー（県との共催）	実施回数（回）	2	2
	参加者数（人）	24	28
婚活イベント	実施回数（回）	1	1
	申込者数（人）	48	35
	参加者数（人）	23	24
	カップル成立数（組）	4	3
おおむた縁結び支援事業補助金	申請件数（件）	1	2
	交付額（千円）	200	400

４　子育て支援事業

(1)子ども医療費助成

根拠法令等	大牟田市子ども医療費の支給に関する条例	負担割合	・0 歳～3 歳未満 県 1/2　市 1/2 ・3 歳～小学生 （所得範囲内）県 1/2　市 1/2 （所 得 超 過）市 10/10 ・中学生 市 10/10

＜目的･事業内容＞

子どもの医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

子育て家庭の経済的負担の軽減のため、福岡県の医療費助成の範囲（入院・通院ともに就学前までで、３歳以上の子どもは保護者の所得制限あり）を超えた助成を行ってきた。

・平成２５年度から入院の助成範囲を就学前児童から小学６年生まで拡充
・平成２６年度からは入院の助成範囲を更に中学３年生まで拡充
・平成２８年１０月分からは、中学３年生までの入院及び通院医療費の助成を行うとともに、３歳以上の子どもの保護者に設けられている所得制限を廃止した。中学生に対する入院及び通院医療費の助成と所得制限廃止は福岡県の助成範囲を超えた本市独自の制度。

（福岡県も平成２８年１０月診療分から医療費助成範囲を拡充。入院・通院ともに小学６年生までで、３歳以上の子どもは保護者の所得制限あり。）

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

・　市内に住所を有する者
・　中学生までの子ども
・　国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
・　生活保護法による保護を受けていないこと

＜実 績＞

区分 ＼ 年度			25	26	27	28（*4）	29
子ども	0歳～3歳・3歳～小学生(*1)（所得範囲内）	対象者	5,925	5,885	5,760	9,849	9,798
		件数	96,560	95,633	95,049	106,970	125,662
		金額（千円）	223,265	210,768	218,560	235,675	256,421
	中学生・3歳～小学生（所得超過）	対象者	－	－	－	2,507	2,446
		件数	(*2)　33	(*3)　83	(*3)　89	4,960	16,560
		金額（千円）	1,896	4,340	5,463	17,120	38,557
	合計	対象者	5,925	5,885	5,760	12,356	12,244
		件数	96,593	95,716	95,138	111,930	142,222
		金額（千円）	225,161	215,108	224,023	252,795	294,978

（*1）平成２４年～平成２７年の対象者は、0歳～3歳及び3歳～小学校就学前（所得範囲内）
（*2）小学生の入院費助成件数（平成２５年４月から小学生入院費が助成対象となる）
（*3）小学生・中学生の入院費助成件数（平成２６年４月から中学生入院費が助成対象となる）
（*4）平成２８年１０月から、中学生までの通院費・入院費が助成対象となる（所得制限撤廃）

(2)児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	負担割合	・0歳～3歳未満（被用者） 国37/45, 県4/45, 市4/45 ・0歳～3歳未満（非被用者） 国4/6, 県1/6, 市1/6 ・3歳～小学校修了前 国4/6, 県1/6, 市1/6 ・中学生 国4/6, 県1/6, 市1/6 ・所得制限超過者 国4/6, 県1/6, 市1/6

＜目的･事業内容＞

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者
- 市内に住所を有する者
- 中学校修了前児童を養育している父母等

＜支給額＞

児童の年齢	児童手当月額（１人当たり月額）
３歳未満	一律１５，０００円
３歳以上小学校修了前	１０，０００円 （第３子以降は１５，０００円）
中学生	一律１０，０００円

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律５，０００円を支給します。

※ 「第３子以降」とは、高校卒業まで（１８歳の誕生日後の最初の３月３１日まで）の養育している児童のうち、３番目以降をいいます。

<実 績>

平成２７年度

区分			児童手当	特例給付	施設入所	計
０～３歳	被用者	受給人員(延数)	21,643	379	0	22,022
		支 給 額(千円)	324,645	1,895	0	326,540
	非被用者	受給人員(延数)	5,787	67	200	6,054
		支 給 額(千円)	86,805	335	3,000	90,140
３歳以上小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,229	2,066	14	74,390
		支 給 額(千円)	775,580	10,330	140	786,050
	非被用者	受給人員(延数)	21,149	402	353	21,904
		支 給 額(千円)	228,290	2,010	3,530	233,830
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	23,389	1,192	0	24,581
		支 給 額(千円)	233,890	5,960	0	239,850
	非被用者	受給人員(延数)	7,312	202	229	7,743
		支 給 額(千円)	73,120	1,010	2,290	76,420
計		受給人員(延数)	151,509	4,308	796	156,613
		支 給 額(千円)	1,722,330	21,540	8,960	1,752,830

平成２８年度

区分			児童手当	特例給付	施設入所	計
０～３歳	被用者	受給人員(延数)	20,683	467	2	21,152
		支 給 額(千円)	310,245	2,335	30	312,610
	非被用者	受給人員(延数)	5,165	94	216	5,475
		支 給 額(千円)	77,475	470	3,240	81,185
３歳以上小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	71,837	2,299	12	74,148
		支 給 額(千円)	773,270	11,495	120	784,885
	非被用者	受給人員(延数)	20,637	410	333	21,380
		支 給 額(千円)	223,690	2,050	3,330	229,070
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	23,606	1,266	12	24,884
		支 給 額(千円)	236,060	6,330	120	242,510
	非被用者	受給人員(延数)	6,836	212	218	7,266
		支 給 額(千円)	68,360	1,060	2,180	71,600
計		受給人員(延数)	148,764	4,748	793	154,305
		支 給 額(千円)	1,689,100	23,740	9,020	1,721,860

平成２９年度

区分			児童手当	特例給付	施設入所	計
０～３歳	被用者	受給人員(延数)	21,167	462	0	21,629
		支 給 額(千円)	317,505	2,310	0	319,815
	非被用者	受給人員(延数)	4,772	35	194	5,001
		支 給 額(千円)	71,580	175	2,910	74,665
３歳以上小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,051	2,386	12	74,449
		支 給 額(千円)	776,985	11,930	120	789,035
	非被用者	受給人員(延数)	19,152	360	394	19,906
		支 給 額(千円)	208,870	1,800	3,940	214,610
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	23,312	1,275	14	24,601
		支 給 額(千円)	233,120	6,375	140	239,635
	非被用者	受給人員(延数)	6,412	193	172	6,777
		支 給 額(千円)	64,120	965	1,720	66,805
計		受給人員(延数)	146,866	4,711	786	152,363

	支 給 額(千円)	1,672,180	23,555	8,830	1,704,565

(3)児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	負担割合	国1/3 市2/3

＜目的･事業内容＞

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

・父または母と生計を同じくしていない１８歳未満の児童、又は２０歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者

・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること

＜支給額＞

区　　分	全額支給	一部支給
１人目	42,500 円	42,490 円～10,030 円
２人目	10,040 円加算	10,030 円～5,020 円加算
３人目以降	6,020 円加算	6,010 円～3,010 円加算

※平成３０年４月現在支給額

※平成２８年８月分（平成２８年１２月支給）から、第２子に係る加算額は 5,000 円（一律）から 5,000～10,000 円、第 3 子以上に係る加算額は 3,000 円（一律）から 3,000～6,000 円に増額され、加算額についても年収に応じた支給額逓減と物価スライドが導入された。

＜実 績＞

年度		25	26	27	28	29	原因別			
新法	件　数	1,644	1,616	1,576	1,495	1,431	離婚	遺棄	死亡	その他
	支 給 額（千円）	757,514	739,335	733,259	717,707	701,682	1,219	1	6	205

※平成２２年８月から父子家庭も対象となった。

(4)母子生活支援施設事業

根拠法令等	児童福祉法第２３条・第３８条	負担割合	国1/2　県1/4　市1/4

＜目的･事業内容＞

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

＜実 績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
措 置	世帯数(月平均)	54(5)	53(4)	25 (2)	30 (3)	42 (4)
	人　員(月平均)	168(14)	153(13)	63 (5)	72 (6)	102 (9)
措 置 費（千円）		15,892	13,552	6,416	8,815	16,061

※市が措置したもの

※平成２６年３月末大牟田市母子生活支援施設廃止。

(5)助産施設

根拠法令等	児童福祉法第２２条・第３６条	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

＜施設の概要＞　　平成２２年４月１日設置

名　　称	大牟田市立病院助産施設
所 在 地	大牟田市宝坂町２丁目１９－１
定　　員	１　名

※市が設置していた助産施設については、平成２２年４月１日付で廃止。

(6)児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

＜実　績＞

①内容別相談受付人数

相談内容＼年度		25	26	27	28	29
養護相談	児童虐待	64	68	82	97	84
	その他	142	139	145	142	193
保健相談		0	0	0	0	0
障害相談		4	7	6	4	2
非行相談		8	10	11	5	7
育成相談	不登校	25	22	28	33	45
	その他	10	11	12	11	20
その他の相談		98	99	137	124	271
合　計		35	356	421	416	622

②年齢別相談受付人数

年齢区分＼年度	25	26	27	28	29
未就学児（３歳未満）	98	69	82	89	136
（３～６歳）	58	95	97	106	121
小学校低学年（１～３年生）	50	53	65	64	115
高学年（４～６年生）	39	50	56	68	95
中学生　(12～15 歳)	61	65	61	60	97
～18 歳	45	24	60	29	58
合　計	351	356	421	416	622

③対応延べ件数

区分＼年度	25	26	27	28	29
電話対応	1,617	1,966	2,986	3,984	4,669
来庁	166	237	544	732	774

訪問	126	211	697	1,045	1,321
その他	355	331	497	1,068	1,120
合計	2,264	2,745	4,724	6,829	7,884

※②の合計受付人数を１年間に対応した延べ件数

(7)子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第２５条の２第１項	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不適当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

＜構成機関＞

大牟田医師会、大牟田警察署、大牟田市社会福祉協議会、大牟田市小学校長会、大牟田市中・特別支援学校長会、大牟田市保育所連絡協議会、大牟田市民生委員・児童委員協議会、大牟田地区私立幼稚園協会、甘木山学園、福岡県弁護士会筑後部会、福岡法務局柳川支局、柳川人権擁護委員協議会、大牟田児童相談所、大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会相談支援部会、大牟田市教育委員会、大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

大牟田市子ども支援ネットワーク会議の開催回数

年度 会議名	25	26	27	28	29
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	12	12	12	12	12
個別ケース検討会議	29	21	45	81	97

※実務者会議は、平成２２年度までは、要保護児童定期検討会として２構成機関（児童相談所・市）で実施。

※平成２３年度に実務者会議の位置づけを行う。

※平成２５年度に実務者会議を３構成機関（児童相談所・教育委員会・市）とする。

5　母子父子寡婦福祉

(1)母子父子寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第１３条・第１４条・第３１条の６・第３２条	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

＜母子及び寡婦福祉資金の貸付状況（決定分）＞

資金名	貸付限度額（千円）	利 息	25 年度貸付状況		26 年度貸付状況		27 年度貸付状況		28 年度貸付状況		29 年度貸付状況	
			件数	金 額（千円）	件数	金 額（千円）	件数	金 額（千円）	件数	金 額（千円）	件数	金 額（千円）
事業開始資金	2,850	無利子（1.0%）										
事業継続資金	1,430	無利子（1.0%）										

修学資金	高校	公立 月 27 私立 月 45	無利子			1	540						
	高等専門学校	公立 月 31 私立 月 48	無利子										
	大学	公立 月 67 私立 月 81	無利子					1	1,080	1	1,620		
	大学院	公立月 132 私立月 183	無利子										
	その他	公立 月 27 私立 月 45	無利子			2	2,640						
修業資金		68 (460)	無利子										
就学支度資金		高校等 150 大学等 370	無利子	2	730	5	1,587			3	980	1	306
住宅資金		1,500 (特別 2,000)	無利子 (1.0%)										
就職支度資金		100 (330)	無利子 (1.0%)										
技能習得資金		月 68 (460)	無利子 (1.0%)	1	1,080	2	2,760	1	410				
生活資金		月 141 月 103	無利子 (1.0%)	1	1,080								
結婚資金		300	無利子 (1.0%)										
転宅資金		260	無利子 (1.0%)							1	200	1	64
合　計				4	2,890	1	7,527	2	1,490	5	2,800	2	370

※貸付限度額は、平成３０年４月１日現在
※修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合
※技能習得資金の（　）金額は、自動車運転免許の場合
※就職支度資金の（　）金額は、自動車購入の場合
※修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に１．０％の有利子。
※２６年１０月１日より父子家庭も対象となった。

(2)ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	負担割合	県1/2　市1/2

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

- 市内に住所を有する者
- 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- 生活保護法による保護を受けていないこと
- 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

＜実　績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
ひとり親	対象者	3,433	3,385	3,303	3,194	3,127
	件数	31,188	32,552	31,891	33,110	31,851
	金額(千円)	96,089	101,988	99,514	96,742	90,786

※平成２０年９月末で、一人暮らしの寡婦対象外（平成２２年９月末まで経過措置）

(3)高等職業訓練促進給付金等事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条・第 31 条の 10 大牟田市高等職業訓練促進給付金等要綱	負担割合	国 3/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母・父子家庭の父の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業。（平成２８年度から、支給上限２年→３年）

＜対象資格＞

- 看護師（准看護師を含む）　・介護福祉士　・保育士　・理学療法士　・作業療法士
- 言語聴覚士（平成２８年４月１日追加）・その他市長が定めるもの（平成２８年４月１日追加）

＜実　績＞

区分＼年度	25	26	27	28	29
准看護師	15	19	20	20	16
看護師	0	1	3	2	2
介護福祉士	1	0	0	0	0
保育士	0	0	0	0	0
理学療法士	0	0	0	0	0
作業療法士	1	1	1	1	0
給付者合計	17	21	24	23	18
事業費　（千円）	18,646	22,132	25,518	25,471	18,312
給付者のうち卒業者数　（人）	8	10	10	12	9
給付者のうち資格取得者　（人）	8	10	10	12	9
給付者のうち就職者　（人）	7	10	9	10	8

(4)自立支援教育訓練給付金事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条・第３１条の１０ 大牟田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	負担割合	国 3/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母・父子家庭の父が就職につながる能力開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業であり、平成２４年度から実施。

＜対象講座＞

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座で、就労に結びつく可能性の高い講座。（平成２８年度から、支給上限１０万円→２０万円）

＜実　績＞

区分＼年度	25	25	27	28	29
対象講座の指定　（件）	0	0	1	0	6
給付金の支給　（件）	0	0	0	1	2
事業費　（千円）	0	0	0	49	84

６　母子・小児医療事業

(1)未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法　第２０条	負担割合	国1/2　県1/4　市1/4

＜目的･事業内容＞

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする１歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
新規申請者数		21	20	17	8	19
出生時体重	1,000ｇ以下	1	3	2	0	2
	1,001～1,500ｇ	5	8	5	1	4
	1,501～1,800ｇ	6	2	4	4	3
	1,801～2,000ｇ	7	6	3	3	7
	2,000ｇ以上	2	1	3	0	3
金額（千円）		4,917	15,349	4,852	2,223	4,734

※金額には、支払事務手数料を含む。

(2)妊娠高血圧症候群等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

妊娠高血圧症候群や糖尿病等の妊産婦の療養に要する費用の一部を支給することで、経済的負担を軽減し、早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

７日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が１万５千円以下の世帯に属するものが対象となる。

＜実　績＞

区分＼年度	25	26	27	28	29
申請者数	0	0	0	0	0

(3)育成医療

根拠法令等	障害者総合支援法　第５４条、第５８条	負担割合	国1/2　県1/4　市1/4

＜目的･事業内容＞

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる１８歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

＜実 績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
申　請　件　数		46	28	31	33	27
給付内訳	肢体不自由	6	2	2	5	1
	視覚障害	1	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	1	1	2	1	1
	音声･言語･そしゃく機能障害	27	18	19	17	15
	心臓機能障害	9	4	6	6	5
	腎臓機能障害	0	1	0	1	0
	その他	2	2	2	3	5
金額（千円）		1,425	8,037	1,567	1,983	1,443

※ 金額には、支払事務手数料、通信運搬費を含む。

(4)小児慢性特定疾病医療費助成

根拠法令等	児童福祉法　第１９条の２	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

小児期における特定な疾患については、その治療が長期間にわたり、かつ医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなる。小児慢性特定疾病にかかっている児童等の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

対象者は１８歳未満の児、ただし、１８歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、２０歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実 績＞

区分＼年度		25		26		27		28		29	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申　請　件　数		15	58	21	60	10	78	8	75	10	72
給付内訳	悪性新生物	0	17	2	13	1	12	1	10	2	10
	慢性腎疾患	2	2	1	4	0	4	3	5	0	4
	慢性呼吸器疾患	1	0	2	1	0	3	0	1	0	1
	慢性心疾患	2	3	1	5	1	8	1	8	1	7
	内分泌疾患	7	14	12	14	5	25	3	25	2	23
	膠原病	0	3	0	3	0	2	0	1	1	1
	糖尿病	0	6	1	7	1	9	0	9	0	8
	先天性代謝異常	1	4	0	4	0	4	0	4	1	5
	血友病等血液免疫疾患	1	6	0	5	1	5	0	5	1	5
	神経・筋疾患	1	1	1	2	0	3	0	2	0	3
	慢性消化器疾患	0	2	1	2	1	3	0	5	2	5

(5)小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

根拠法令等	大牟田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	負担割合	県 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。平成２５年度から実施。

＜実 績＞

区分＼年度	25	26	27	28	29
申請者数	0	1	1	0	0
事業費（千円）	0	68	36	0	0

(6)不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし不妊の悩みの軽減を図る。平成１６年４月から開始された。

指定医療機関によって行われた特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要した費用が対象で、助成回数や夫婦の合計所得に制限がある。平成２８年１月から初回治療及び男性不妊治療の助成が拡充された。平成２８年度からは、治療開始時の妻の年齢が４３歳以上の場合は助成対象外となった。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実 績＞

区分＼年度	25	26	27	28	29
申請件数	64	81	96	63	51
初回加算　　（再掲）			5	20	16
男性不妊治療（再掲）			2	2	2

7　母子健康診査事業

(1)妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法　第１３条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査補助金交付要綱	負担割合	平成 24 年度まで 14 回のうち 5 回分が市 10/10、9 回分が国 1 /2 市 1/2 平成 25 年度から　市 10/10

＜目的･事業内容＞

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成２１年度から１４回分の妊婦健康診査補助券を交付。妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、申請により一定の基準のもと補助金を交付している。

＜実 績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
委託医療機関	延受診回数	9, 767	9, 876	9, 798	9, 672	9, 609
	委託料（千円）	72, 793	74, 470	73, 641	72, 968	72, 125
委託医療機関以外	延受診回数	138	235	147	152	103

（里帰り先等）	補助金（千円）	807	1,295	762	789	500

(2)乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法　第１２条、第１３条第１項 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

乳幼児健康診査（４か月児、１０か月児、１歳６か月児、３歳児）を医療機関に委託して実施し、乳幼児の健康増進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度			25	26	27	28	29
乳児	4 か月児健康診査	対象人員	870	780	785	771	782
		受診実人員	825	762	778	762	761
	10 か月児健康診査	対象人員	871	797	809	799	782
		受診実人員	797	765	785	781	750
	精密検査数		18	17	9	7	14
	委託料(千円)		6,463	5,957	6,284	6,109	5,964
幼児	1 歳 6 か月児健康診査	対象人員	814	890	767	803	802
		受診実人員	733	845	723	765	755
		精密検査数	8	2	11	6	2
		委託料（千円)	3,975	4,432	3,982	4,140	4,029
	3 歳児健康診査	対象人員	953	837	901	832	810
		受診実人員	828	769	831	781	747
		精密検査数	19	14	10	4	9
		委託料（千円)	3,875	3,563	3,815	3,812	3,393

(3)発達支援事業

根拠法令等	母子保健法　第１０条、第１３条第１項	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発達遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月１回、予約制。

・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月５回、予約制。

＜実　績＞　延受診者数

区分＼年度	25	26	27	28	29
発達クリニック	136	98	95	104	101
ことばとこころの相談	148	132	120	167	165

８　母子保健指導事業

(1)母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法　第１０条、第１５条、第１６条	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

平成２４年度からは、３歳児歯科健康診査時に育児相談を実施している。

＜実 績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
妊　婦	妊娠届出数	798	833	792	810	751
	実人数	857	900	855	871	810
	延人数	921	958	906	937	885
産　婦	実人数	246	251	203	239	240
	延人数	469	514	378	509	450
乳　児	実人数	880	847	1,008	997	1,022
	健診の事後指導（再掲）	17	12	36	31	73
	延人数	1,324	1,319	1,211	1,293	1,297
幼　児	実人数	1,149	1,009	1,039	1,028	984
	健診の事後指導（再掲）	68	70	69	53	108
	延人数	1,474	1,364	1,376	1,330	1,377
その他	実人数	136	85	85	97	119
	延人数	283	151	210	196	223
電話相談	延人数	977	919	1,448	1,516	1,606

(2)育児支援事業

根拠法令等	母子保健法　第９条、第１０条	負担割合	市10/10 一部　国1/2　市1/2

＜目的･事業内容＞

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行える環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティーリラクゼーション、赤ちゃんのお世話体験などを行う。

・ママのほっとスペース：生後５か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。

・赤ちゃん広場：生後５か月以上１歳未満の児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。

・健康教育等：子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話など、健康教育を実施している。

＜実 績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
パパママ専科	回　数	3	3	3	3	6
	参加人数	89	105	76	92	119
ママのほっとスペース	回　数	12	12	12	12	12
	参加人数	239	201	211	237	217
赤ちゃん広場	回　数	12	12	12	12	12

	参加人数	419	405	304	401	335
健康教育等	回　数	4	2	1	3	2
	参加人数	60	18	46	268	48

(3)妊娠期からのケアサポート事業

根拠法令等	児童福祉法　第６条の３ 大牟田市妊娠期からのケアサポート事業実施要領	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

市と県内医療機関等との連携体制の整備を行い、妊娠期から要支援者を把握し、早期に養育支援訪問等を行って育児不安の軽減等を図る。平成２３年度から実施。

＜実　績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
医療機関からの依頼件数	妊婦	2	4	2	0	4
	産婦・新生児	43	30	26	28	24
医療機関への依頼件数	妊婦	2	0	0	0	9
	産婦・新生児	2	0	0	0	0

(4)訪問指導

根拠法令等	母子保健法　第１１条、第１７条、第１９条 児童福祉法　第６条の３第４項、第５項	負担割合	市 10/10 一部　国 1/3　県 1/3　市 1/3

＜目的･事業内容＞

保健師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行う。

妊産婦及び乳児（概ね生後３か月まで）への訪問は、福岡県助産師会に委託して実施している。

乳幼児健診の未受診者へは、嘱託職員が訪問している。

＜実　績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
妊　婦	実人員	10	1	4	4	5
	延人員	15	3	11	8	17
産　婦	実人員	591	493	424	408	483
	延人員	698	636	535	551	688
新生児（未熟児を除く）	実人員	544	460	404	382	443
	延人員	599	548	410	490	572
未熟児	実人員	12	16	13	6	12
	延人員	15	21	16	7	14
乳　児（新生児・未熟児を除く）	実人員	70	68	41	40	59
	延人員	121	126	148	75	125
幼　児	実人員	217	212	176	204	179
	延人員	354	374	328	316	358
その他	実人員	27	10	19	32	32
	延人員	68	39	64	75	171

※そのほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

９　母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1)歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法　第１０条、第１２条、第１３条第１項 歯科口腔保健の推進に関する法律　第７条、第８条	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

歯の健康づくりとして、１歳６か月児、３歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。

＜実　績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
１歳６か月児	対象人数	815	865	773	803	801
	実人数	671	740	649	686	689
	延人数	728	819	697	713	711
３歳児	対象人数	924	834	890	846	782
	実人数	748	654	712	690	647

(2)歯科保健指導･相談事業等

根拠法令等	母子保健法　第１３条第１項 健康増進法　第４条、第７条　　地域保健法　第６条 歯科口腔保健の推進に関する法律　第７条、第８条	負担割合	市 10/10

＜事業内容＞

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育及び歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

＜実　績＞　延参加者数

区分＼年度		25	26	27	28	29
妊婦歯科健康相談		704	619	573	573	509
乳幼児の歯育て教室	保護者	131	227	182	152	220
	乳幼児	126	212	181	154	241
個別相談		318	299	308	388	378
歯科健康教育		45	110	60	36	14
フッ化物塗布		1,667	1,749	1,665	1,679	1,708
その他		1,205	1,357	1,232	1,340	1,474

※フッ化物塗布は、１歳６か月児歯科健康診査、３歳児歯科健康診査、みんなの健康展にて行っている。
※その他は「みんなの健康展」における歯みがき指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。